

(別添2)

委託契約書 (案)

長野県知事 阿部守一 (以下「委託者」という。) と〇〇〇〇〇 (以下「受託者」という。) は、次の条項により、消費者被害防止啓発キャラクター着ぐるみ制作業務に関する委託契約を締結する。

(総則)

第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
2 受託者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委託業務)

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務の名称 平成29年度消費者被害防止啓発キャラクター制作業務
- (2) 業務の内容 着ぐるみのデザイン及び着ぐるみ本体の制作

(履行期間)

第3条 委託業務の履行期間は、平成29年〇〇月〇〇日から平成29年11月17日までとする。

(委託料)

第4条 委託料は、〇〇〇〇〇円とする。
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇円)

(契約保証金)

第5条 受託者は、契約保証金〇〇〇円をこの契約締結と同時に委託者に支払うものとする。
2 委託者は、第7条第2項の規定により委託業務完了報告書の引渡しを受けたときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。
3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

※ 契約保証金の納付を免除する場合 (過去2年間の2回以上の履行実績等により、履行確実の場合) は次のとおりとする。

第5条 契約保証金は、〇〇〇円とし、財務規則第143条第3号の規定によりその納付は免除する。ただし、受託者が契約を履行しないときは、契約保証金に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

(委託業務の処理方法等)

第6条 受託者は、別添の仕様書による提案内容に基づき、委託業務を実施しなければならない。
2 受託者は、前項及び仕様書に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業

務を実施しなければならない。

- 3 受託者は、委託業務を開始したとき又は業務実施代理人を定めたときは、その旨を委託者に届出なければならない。

（「業務着手届」（別紙様式1）、「業務実施代理人届」（別紙様式2））

- 4 受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

（業務完了報告及び検査）

第7条 受託者は、委託業務完了後10日以内に、委託業務完了報告書（別紙様式3）及び成果品を委託者に提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項の報告書の提出があったときは、10日以内に受託者の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引き渡しを受けるものとする。
- 3 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。
- 4 前2項の規定による検査に要する費用は受託者の負担とする。

（委託料の支払）

第8条 委託者は、前条の規定により引渡しを受けた後、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

- 2 委託者が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

（前金払）

第9条 受託者は、前条の規定にかかわらず、委託料の10分の3に相当する額の範囲内において、委託業務の実施に必要な費用の前金払を委託者に請求することができるものとする。

- 2 受託者は、委託料の前金払を請求しようとするときは、前金払請求書により委託者に請求するものとし、委託者は、この請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（危険負担）

第10条 第7条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、受託者の負担とする。

（瑕疵担保）

第11条 受託者は、成果品の引渡し後1年間に、当該成果品に隠れた瑕疵が発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの負担において瑕疵を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第12条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第13条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第14条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

- 2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。
- 3 委託者は、第1項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(著作権)

第15条 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属するものとし、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。

- 2 第1項にかかわらず受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については受託者に留保するものとし、この場合に、委託者は権利留保物について当該権利の非独占的使用権を取得する。なお、委託者は受託者の同意の上、この非独占的使用権を第三者に譲渡又は貸与することができる。また、委託者はこれを担保権の目的としてはならない。
- 3 受託者は、第1項により委託者に帰属することとなる著作権に関する著作者人格権を行使せず、また、受託者の従業員又は受託者等がこれらの権利を有する場合には、これらの者が著作者人格権を行使しないために必要な措置をとらなければならない。

(契約解除)

第16条 委託者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受託者が、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。
- (2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けた場合。
- (3) 前号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

(談合その他の不正行為による解除)

第 16 条の 2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第 16 条の 3 委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

- 2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(債務不履行の損害賠償)

第 17 条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第 3 条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第 7 条第 1 項に規定する期限までに委託業務完了報告書（成果品）を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務完了報告書（成果品）を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年 2.7%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

- 2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第 8 条第 1 項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年 2.7%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。
- 3 受託者は、第 11 条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。
- 4 受託者は、第 16 条から第 16 条の 3 までの規定により契約が解除されたときは、第 5 条第 1 項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。
- 5 委託者は、前項の場合において、第 5 条第 1 項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 6 受託者は、第 1 項又は第 4 項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第 18 条 受託者は、第 16 条の 2 の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の 2 倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する

期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第 16 条の 2 第 1 号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第 19 条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（疑義の解決）

第 20 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 29 年〇月〇日

委託者 住 所 長野市大字南長野字幅下 692 の 2
職・氏名 長野県知事 阿部 守一 印

受託者 住 所 ○○○○○○
法 人 名 ○○○○○○
代表者職・氏名 ○○○長 ○○○○ 印

別添

平成 29 年度消費者被害防止啓発キャラクター着ぐるみ制作業務仕様書

1 制作数

着ぐるみエア式 1 体

2 基本デザイン図

別添のとおり

3 デザイン

形及び色は、別添「長野県消費者被害防止啓発キャラクター『もシカっち』キャラクター使用マニュアル」に基づき、着ぐるみデザインの考案と色選定をし、キャラクターを表現すること。

4 素材等

- (1) 素材は、型くずれや破れ等が発生しないような素材で、肌触りの良いものにする。
- (2) 屋外での使用に耐えうるものにする。

5 サイズ等

- (1) 身長 160 c m から 175 c m 程度の者まで着用可能であり、着用してもイメージを損なわないものであり、1 人で歩行できるものであること。
- (2) 演技者が職員等の素人であることを前提とし、高度な動きをせずとも十分にかわいらしい動きをアピールできるものであること。
- (3) 視界をできるだけ広く、かつ足下を見えやすくして、単独で安全に動くことができ、階段の昇降が可能であること。
- (4) 外部から、覗き窓等を覗かれた場合であっても、容易に内部の構造や演技者が外部から見えないものであること。
- (5) 軽量化に優れたものにする。

6 送風機

着ぐるみに使用する送風機は、可能な限り低騒音であり、本体を約 1 分程度で膨らませることが可能である送風量を確保できること。

7 バッテリー

- (1) 着ぐるみ用のバッテリーは、着脱が容易で可能な限り軽量なものであり、60 分から 90 分程度の連続使用に耐える容量とすること。
- (2) 予備バッテリーを 2 個用意すること。
- (3) 1 個につき 60 分から 90 分程度の稼働が可能であること。
- (4) 着ぐるみ演者が、着ぐるみ着用のままバッテリー残量を確認できる機能を備えていること。

8 充電器等

- (1) バッテリー用の充電器を用意すること。
- (2) バッテリー1個の満充電時間は2時間から3時間以内であること。
- (3) 持ち運びが容易にできるものであること。

9 運搬等

- (1) 本体の収納ケースを付属品に加えること。
- (2) 収納袋等に着ぐるみを収納した上で、折りたたみ式簡易キャリーを利用するなどの工夫をし、持ち運びを便利にすること。

10 その他納品物

- (1) メンテナンス説明書及び取扱説明書
 - a 説明書は、閲覧者が素人であることを前提とし、容易に理解できるものとする。
 - b 型崩れ、破損、汚れ及び洗浄による色落ち等を発生させる可能性のある行為についての注意書きをわかりやすく表示すること。
 - c 説明書の大きさは、日本工業規格A4程度とすること。
- (2) 着ぐるみデザイン図データCD
着ぐるみの前面、左面、右面及び背面の計4方向から見たデザイン図データ（全体の寸法、各部分の寸法、厚さ、使用する素材、色、全体の重量を記載）及び人間（170cm程度）が着ぐるみを装着した場合の想定図を、製本及びCDで納品すること。

11 制作手順

- (1) マスコットキャラクターのデータに基づき、デザインの考案と色を選定し、キャラクターを表現すること。
- (2) 仕上がり図面、素材サンプルを提出し、イメージを損なわないよう委託者の監修を受け制作すること。
- (3) 制作にあたっては、その都度発注者と協議をした上で行うこと。
- (4) 本件業務の実施に伴う成果物の著作権については、着ぐるみの納品を持ってすべて長野県に帰属するものとする。
- (5) その他制作上、疑義が生じた場合は、その都度担当者と打合せするものとする。

12 製品保証

正常な使用状態での破損、故障については、納品日から半年間は無償で修理を行うこと（消耗品は除く）。

13 その他

本仕様書に定めのないこと及びその他詳細は、その都度担当者と協議すること。

(別紙様式1)

平成 29 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

(受託者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

業 務 着 手 届

下記のとおり委託業務に着手したので報告します。

記

- 1 委託業務名
平成 29 年度 消費者被害防止啓発キャラクター着ぐるみ制作業務
- 2 委託業務着手年月日
平成 29 年 月 日
- 3 履行期間
平成 29 年 月 日から平成 29 年 11 月 17 日まで
- 4 契約金額
金 円

(別紙様式2)

平成 29 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

(受託者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

業務実施代理人届

下記のとおり、業務実施代理人を定めたので報告します。
なお、当該代理人は当社の社員であることを誓約します。

記

- 1 委託業務名
平成 29 年度 消費者被害防止啓発キャラクター着ぐるみ制作業務
- 2 委託業務着手年月日
平成 29 年 月 日
- 3 履行期間
平成 29 年 月 日から平成 29 年 11 月 17 日まで
- 4 業務実施代理人

(別紙様式3)

平成 29 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

(受託者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

委託業務完了報告書

下記のとおり委託業務を完了したので、報告します。

記

- 1 委託業務名
平成 29 年度 消費者被害防止啓発キャラクター着ぐるみ制作業務
- 2 委託期間
平成 29 年 月 日から平成 29 年 11 月 17 日まで
- 3 委託業務完了年月日
平成 29 年 月 日
- 4 委託金額
金 円
- 5 委託業の内容
- 6 添付書類
事業実施が確認できる書類、成果品